

芝生広場の使用について

この広場は、市民の憩いの場として、自由に使用できます。

使用時間帯 午前6時～午後9時

(夜間は施錠します)

■有料公園施設

下記時間帯に限り、有料公園施設としてスポーツ等に使用します。

第1週～第3週の土曜日・日曜日

午前9時から午後5時まで

※その他大会等に必要と認める曜日には使用します。



この広場は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです

■芝生広場 利用上の注意事項

人工芝の利用にあたり、下記の点に注意して利用ください。

- 周囲の方の迷惑となるような行為の禁止
- 火気厳禁 (タバコ、花火、バーベキュー等は禁止です)
- 飲食の禁止 (水のみOKです)
- 鋭利なスパイクやヒール等での利用禁止
- ライン引きの禁止 (芝の劣化を早めます)
- 土や泥の持ち込み禁止 (除去ができません)
- ペットのフン等は禁止 (糞尿の洗浄ができません)
- 芝を傷める恐れのある行為の禁止 (使用できなくなります)
- フェンス等の公園施設を標的にしたボール遊び等の行為の禁止
- 独占的に使用する行為の禁止

(みんなの広場です。ゆずり合って使いましょう。)

上記の事項を順守せず、人工芝を傷める・溶かす・汚す事になった場合は、利用者の責任で張り替えていただきます。

また、芝の状態に異常があり、利用に支障となると判断した場合は、芝生広場の使用を停止します。

芦屋市公園緑地課
芦屋市教育委員会 スポーツ推進課

連絡先：31-2121(代)